

大阪公立大学医学部附属病院職員就業規則

制 定 平成 31. 4. 1 規則 134

最近改正 令和 5. 3. 31 規則 85

第 1 章 総則

(趣旨等)

第 1 条 この規則は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号。以下「労基法」という。）第 89 条の規定により、公立大学法人大阪（以下「本法人」という。）に雇用され大阪公立大学医学部附属病院（以下「本院」という。）に勤務する職員の就業に関して必要な事項を定めるものとする。

2 この規則に定めのない事項については、労基法その他の法令の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この規則において「職員」とは、本院に勤務する者で、第 11 条の規定による派遣職員等を含み、次条第 3 項各号に掲げる者を除いた者をいう。

(適用範囲等)

第 3 条 この規則は、本院の職員に適用する。

2 職員の人事に関する事項について、この規則に定めるほか、必要な事項については、大阪公立大学医学部附属病院職員の人事に関する規程で定める。

3 次に掲げる者の就業に関する事項については、別に定める。

(1) 職務限定職員（勤務場所及び職務内容が職員と比して一定の範囲内に限定される者で、常時勤務する者）

(2) 有期雇用職員（期間を定めた労働契約により雇用される者（第 4 条第 2 項に基づき任期を付して採用される職員、第 28 条に基づき再雇用される職員及び第 1 号に掲げる者を除く。))

(3) 無期雇用職員（有期雇用職員として雇用された者で引き続き期間を定めない労働契約に変更した者又は有期雇用職員として雇用されていた者であって期間を定めない労働契約により雇用される者）

4 職員の在宅勤務に関する事項については、公立大学法人大阪在宅勤務に関する規程に定める。

第 2 章 人事

第 1 節 採用

(採用)

第 4 条 職員の採用は、競争試験又は選考によるものとする。ただし、本法人の役員となる

ために退職した教職員（職員、公立大学法人大阪教職員就業規則の適用を受ける者及び大阪工業高等専門学校教職員就業規則の適用を受ける者をいう。以下同じ。）が再び職員となる場合には、この限りでない。

2 前項の採用にあたっては、任期を付す場合がある。

第5条 削除

（赴任）

第6条 職員が採用された場合は、ただちに赴任しなければならない。

（職員の配置）

第7条 職員の配置は、本法人の業務上の必要及び本人の適性等を考慮して行う。

（労働条件の明示）

第8条 職員の採用に際しては、採用をしようとする職員に対し、この規則を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した文書を交付し、その他の労働条件についてもできる限り文書で明示する。

- (1) 労働契約の期間に関する事項
- (2) 就業の場所及び従事する業務に関する事項
- (3) 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日並びに休暇に関する事項
- (4) 給与に関する事項
- (5) 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）

（試用期間）

第9条 職員として採用された日から6月間は、試用期間とする。ただし、特に認めたときは、試用期間を短縮し、又は設けないことがある。

2 本法人は、試用期間中の職員が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、6月以内の期限を限って試用期間を延長することができる。

- (1) 試用期間の開始後6月間において実際に勤務した日数が90日に満たない場合
- (2) 本採用となるための能力が著しく不十分であると認められる場合

3 試用期間は、勤続年数に通算する。

（提出書類）

第10条 職員に採用された者は、次の各号に掲げる書類をすみやかに提出しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 学歴に関する証明書
- (3) 資格に関する証明書
- (4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第16条及び関係法令が定める本人確認の措置に必要となる書類
- (5) その他本法人において必要と認める書類

- 2 前項の提出書類の記載事項に変更を生じたときは、職員は、その都度すみやかに、変更事項を届け出なければならない。

第2節 派遣職員等の受入

(派遣職員等の受入)

第11条 本法人の業務運営上特に必要と認められる場合は、国、地方公共団体又は他の法人（以下「他法人等」という。）の職員である者を、その身分を保有させたまま、本法人の教職員として本法人の業務に専ら従事させることがある。

第3節 評価

(勤務評定)

第12条 本法人は、職員の勤務成績について、評定を実施する。

第4節 昇任及び降任

(昇任)

第13条 職員の昇任は、総合的な能力の評価により行う。

- 2 職員が、60歳に達した場合、新たに第54条第1号別表に定める職（以下「管理職」という。）への昇任を行わない。

(降任)

第14条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、これを降任することができる。

- (1) 勤務成績が不良の場合
 - (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
 - (3) その他職務に必要な適格性を欠く場合
- 2 職員が、管理職についている場合、60歳に達した翌日から同日以後における最初の4月1日までの間に、管理職以外の職に降任する。ただし、職務の特殊性や職員の年齢構成等による欠員補充の困難性等からみて必要があると認めるときは、この限りではない。

第5節 配置転換等

(配置転換、兼務)

第15条 職員に対し、業務上の必要に基づき、就業の場所若しくは従事する業務の変更（以下「配置転換」という。）又は1つの職に従事したまま他の職を兼ねること（以下「兼務」という。）を命ずることがある。

- 2 配置転換又は兼務を命じられた職員は、正当な理由がないときは、これを拒否することができない。
- 3 第6条の規定は、配置換え又は兼務を命じられた場合に準用する。

(在籍出向)

第 16 条 本法人は、業務上の必要に基づき、職員の同意を得たうえで、在籍出向を命ずることがある。

2 前項の在籍出向とは、本法人と他法人等の中で締結される出向協定に基づいて、職員が、本法人の職員の身分を有したままで当該他法人等としての業務に従事することをいう。

(転籍出向)

第 17 条 本法人は、業務上の必要に基づき、職員の同意を得たうえで、転籍出向を命ずることがある。

2 前項の転籍出向とは、本法人と他法人等の中で締結される転籍出向協定に基づいて、職員が、本法人の要請に応じて本法人に復帰することを前提として退職し、当該他法人等の役職員としての業務に従事することをいう。

(出向の取扱)

第 18 条 前 2 条の規定により在籍出向又は転籍出向を命じられた職員の取扱いについては、大阪公立大学医学部附属病院職員出向規程の定めるところによる。

第 6 節 休職及び復職

(休職)

第 19 条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを休職にすることができる。

- (1) 心身の故障のため、長期の休養を要する場合
- (2) 刑事事件に関し起訴され、職務の正常な遂行に支障をきたす場合
- (3) 学校、研究所その他これらに準ずる公共的施設（外国のこれらの施設を含む。）において、その職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究又は指導に従事する場合
- (4) 水難、火災、その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合
- (5) 本法人の職員として在籍のまま出向を命じられた場合
- (6) 職員が労働組合の業務に専ら従事する場合
- (7) 前各号に掲げるもののほか、休職にすることが適当と認められる場合

2 試用期間中の職員については、前項の規定を適用しない。

3 この規則に定めるもののほか、休職に関し必要な事項は、大阪公立大学医学部附属病院職員休職規程で定める。

(休職の期間)

第 20 条 休職の期間は、前条第 1 項第 1 号の規定に該当する場合にあっては休養を要する程度に応じて、同項第 3 号、第 4 号及び第 7 号の規定に該当する場合にあっては必要に応じて、いずれも 3 年を超えない範囲内において、それぞれ個々に定める。

2 前条第 1 項第 2 号に掲げる事由による休職の期間は、その事件が裁判所に係属する期間とする。

- 3 前条第1項第5号に掲げる事由による休職の期間は、出向の期間とする。
- 4 前条第1項第6号に掲げる事由による休職の期間は、必要に応じた期間とする。

(休職の手続等)

- 第21条 職員を休職にする場合には、その旨を記載した書面を交付して行うものとする。
- 2 第19条第1項第1号に掲げる事由による職員の休職、当該休職の期間の更新及び当該職員の復職は、産業医の意見を聴取して行うものとする。

(復職)

- 第22条 休職中の職員の休職事由が消滅したときは、すみやかに復職させるものとする。
- 2 復職する場合、休職以前と異なる職務に就かせることがある。

(休職の効果)

- 第23条 休職中は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。休職者は、休職の期間中、別段の定めがあるもののほか、いかなる給与も支給されない。

第7節 退職

(退職)

- 第24条 職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、退職とし、職員としての身分を失う。

- (1) 退職を申し出て、本法人から承認されたとき
- (2) 第26条に定める定年による退職の日に達したとき
- (3) 任期を付して雇用された職員について、任期が満了し、任期の更新がなされなかったとき
- (4) 休職期間が満了し、その休職事由がなお消滅しないとき
- (5) 本法人の役員に就任したとき
- (6) 死亡したとき

(自己都合による退職の手続)

- 第25条 職員が自己の都合により退職しようとするときは、特段の事情がない限り、月の末日を退職の日とする。

- 2 職員が自己の都合により退職しようとするときは、あらかじめ、退職を予定する日の30日前までに文書をもって願出するものとする。ただし、本人の事情その他やむを得ない事情がある場合には、14日前までに申し出ればよいものとする。
- 3 前項の定めにより退職を申し出た者は、退職の日まで従前の業務に従事しなければならない。

(定年)

- 第26条 職員の定年は満65歳とし、定年による退職の日は、定年に達した日以後における最初の3月31日とする。

(早期退職)

第 27 条 職員は、前条に規定する定年に達する年度より前の年度の末日に、大阪公立大学医学部附属病院職員早期退職規程に定めるところにより、退職することができる。

(再雇用)

第 28 条 前条の規定により退職した職員について、大阪公立大学医学部附属病院職員の再雇用に関する規程に定めるところにより、再雇用することができる。

第 8 節 解雇

(解雇)

第 29 条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、解雇することができる。

- (1) 勤務成績が著しく不良の場合
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) その他職務を遂行するために必要な資格又は適格性を欠く場合
- (4) 試用期間中又は試用期間満了時までに職員として不適格であると認められた場合
- (5) 禁錮以上の刑に処せられた場合
- (6) 第 49 条に定める懲戒事由に該当する場合
- (7) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した場合
- (8) 経営上又は業務上やむを得ない事由による場合

(解雇の予告)

第 30 条 前条の規定による解雇を行う場合には、少なくとも 30 日前に予告をするか、又は労基法第 12 条に定める平均賃金の 30 日分を解雇予告手当として支払う。

- 2 前項の予告の日数は、解雇予告手当を支払った日数だけ短縮することができる。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、予告することなく即時解雇する。

- (1) 試用期間中の者を採用の日から 14 日以内に解雇するとき
- (2) 解雇につき行政官庁の解雇予告除外認定を受けたとき
- (3) 天災事変その他やむを得ない事由のため事業の継続が不可能となった場合で、行政官庁の解雇予告除外認定を受けたとき

(解雇制限)

第 31 条 第 29 条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する期間は解雇しない

- (1) 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後 30 日間
- (2) 産前産後の女性が労基法第 65 条の規定によって休業する期間及びその後 30 日間

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは適用しない。

- (1) 業務上負傷し、又は疾病にかかった者が、療養開始後 3 年を経過した日において地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号。以下「補償法」という。）に基づく傷病補償年金を受けているとき又は同日後において傷病補償年金を受けることになったと

き

- (2) 天災事変その他やむを得ない事由のため事業の継続が不可能となった場合で、行政官庁の認定を受けたとき

第9節 退職後の責務

(退職証明書等)

第32条 職員が、退職又は解雇（解雇予告を含む。）にあたり、退職証明書等の交付を請求した場合は、本法人は遅滞なくこれを交付する。

2 前項の退職証明書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 雇用期間
- (2) 業務の種類
- (3) その事業における地位
- (4) 給与
- (5) 退職の事由（解雇の場合におけるその理由を含む。）

3 退職証明書には、前項各号に掲げる事項のうち、職員が請求した事項のみを記載するものとする。

(退職者の責務)

第33条 退職しようとする者又は解雇された者は、本法人が指定する日までに、本法人が指定する者に完全に業務の引継ぎをしなければならない。

2 退職し又は解雇された者は、身分証明書その他職員に交付されていた証明書等、及び本法人から貸与された物品を返還しなければならない。

3 退職し又は解雇された者が本法人に対して債務を有する場合には、遅滞なくそのすべてを弁済しなければならない。

4 退職し又は解雇された者は、在職中に知り得た業務上の秘密を他に漏らしてはならない。

第3章 服務

(職務専念義務)

第34条 職員は、本法人の使命と業務の公共性を自覚し、誠実かつ公正に職務を遂行するとともに、職務の遂行に専念しなければならない。

2 職員は、忠実に職務を遂行し、本法人の利益と相反する行為を行ってはならない。

(職務専念義務免除)

第35条 職員は、勤務時間内において、大阪公立大学医学部附属病院職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（以下「職員勤務時間等規程」という。）に定める理由により理事長又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

(服務心得)

第 36 条 職員は、法令及び本法人の規則を遵守し、上司の指揮命令に従ってその職務を遂行しなければならない。

2 職員は、常に能力の開発、能率の向上及び業務の改善に努め、相互協力の下に業務の正常な運営に努めなければならない。

3 上司は、指揮命令を受ける職員の人格を尊重し、その指導育成に努めるとともに、率先して職務を遂行しなければならない。

(信用失墜行為等の禁止等)

第 37 条 職員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 本法人の名誉若しくは信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をすること
- (2) 職場内の秩序及び規律を乱すこと
- (3) 職務上知ることのできた秘密を漏らすこと。その職を退いた後も同様とする。

(本法人の職員の地位)

第 38 条 本法人の職員は、刑法(明治 40 年法律第 45 号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメント及びセクシュアル・ハラスメントの防止)

第 39 条 職員は、次の各号に掲げる妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメント及びセクシュアル・ハラスメントに関する行為を行ってはならず、これの防止に努めなければならない。

- (1) 妊娠、出産、育児及び介護に関する制度や措置の利用等に関し、解雇その他不利益な取扱いを示唆すること
 - (2) 妊娠、出産、育児及び介護に関する制度や措置の利用を阻害すること
 - (3) 妊娠、出産、育児及び介護に関する制度や措置を利用したことによる嫌がらせ等を行うこと
 - (4) 妊娠及び出産等したことにより、解雇その他不利益な取扱いを示唆すること
 - (5) 妊娠及び出産等したことに対する嫌がらせ等を行うこと
 - (6) 性的要求に対する服従又は拒否を理由に、就業上、利益又は不利益を与え、又はそれを示唆すること
 - (7) 相手が望まないにもかかわらず、性的な言動を行い、又は相手にそれを求めること
 - (8) 言動や掲示等により、性的不快の念を抱かせるような環境をつくること
 - (9) 固定的な性的役割意識による行動の押しつけや言動を行うこと
 - (10) 部下に対して前 9 号の行為が行われている事実を認めながら上司が黙認すること
- 2 ハラスメントの防止に関し、その他必要な事項は公立大学法人大阪ハラスメントの防止に関する規程で定める。

(兼業)

第 40 条 職員は、あらかじめ理事長が承認した場合には、兼業することができる。

2 兼業の承認その他兼業に関し必要な事項は、大阪公立大学医学部附属病院職員兼業規程で定める。

(欠勤)

第 41 条 職員は、やむを得ない事由により欠勤しようとするときは、その理由及び時刻又は期間を明らかにして速やかに理事長又は理事長から委任を受けた者へ届け出なければならない。

2 理事長又は理事長から委任を受けた者が求めるときは、欠勤の事由を証する書類を提出しなければならない。

(旧姓の使用)

第 42 条 職員は、所定の手続きを経ることにより、婚姻、養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）により戸籍上の氏を改めた後も引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏を文書等に使用することができる。

第 4 章 勤務時間及び休暇等

(勤務時間、休日及び休暇等)

第 43 条 職員の勤務時間、休日及び休暇等については、職員勤務時間等規程の定めるところによる。

(業務傷病休業等)

第 44 条 職員が業務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）により負傷し又は疾病にかかり、療養のため勤務できない場合は、業務傷病休業とする。

2 職員が通勤上の災害（通勤による負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）により負傷し又は疾病にかかり、療養のため勤務できない場合は、通勤傷病休業とする。

3 第 19 条第 1 項第 1 号に定める休職となったときについては、前 2 号の規定を適用しない。

4 職員が次の各号に掲げる場合については、前 3 項の規定を準用する。

(1) 本法人の役員から引き続き職員となった者について、役員としての業務上又は通勤上の災害により負傷し又は疾病にかかり、療養のため勤務できない場合

(2) 第 16 条の規定による在職出向から復職した者について、当該出向の間の出向先法人における業務上又は通勤上の災害により負傷し又は疾病にかかり、復職後に療養のため勤務できない場合

(3) 職員が第 17 条の規定により国、地方公共団体又はその他法人（以下「転籍出向先法人」という。）の役職員となり、その後に本法人の職員として復帰した者について、当該転籍出向先法人における業務上又は通勤上の災害により負傷し又は疾病にかかり、復職後に療養のため勤務できない場合

(4) 地方独立行政法人法第 59 条第 2 項の規定又は人事交流等により大阪府職員又は大

阪市職員から引き続き本法人の職員となった者について、大阪府又は大阪市における公務上又は通勤上の災害により負傷し又は疾病にかかり、復職後に療養のため勤務できない場合

(育児休業及び介護休業等)

第45条 職員の育児休業及び介護休業等については、大阪公立大学医学部附属病院職員の育児・介護休業等に関する規程の定めるところによる。

(自己啓発等休業)

第46条 職員の自己啓発等休業については、大阪公立大学医学部附属病院職員の自己啓発等休業に関する規程の定めるところによる。

第5章 研修

(研修)

第47条 本法人は、業務に関する必要な知識及び技能を向上させるために必要な研修を実施する。

2 職員は、前項の研修を命じられた場合には、これを受けなければならない。

第6章 表彰

(表彰)

第48条 職員が特に顕著な業績をあげた場合、永年にわたり勤続した場合その他表彰することが適当であると認められる場合には、大阪公立大学医学部附属病院職員表彰規程の定めるところによりこれを表彰する。

第7章 懲戒等

(懲戒の事由)

第49条 職員が次のいずれかに該当するときは、懲戒に処することができる。

- (1) 正当な理由なく無断欠勤をし、出勤の督促に応じないとき
 - (2) 正当な理由なくしばしば欠勤、遅刻又は早退するなど勤務を怠ったとき
 - (3) 故意又は重大な過失により本法人に損害を与えたとき
 - (4) 窃盗、横領、傷害等の刑事法上の犯罪に該当する行為があったとき
 - (5) 本法人の名誉又は信用を傷つけたとき
 - (6) 素行不良で本法人の秩序又は風紀を乱したとき
 - (7) 重要な経歴を詐称して雇用されたことが判明したとき
 - (8) その他この規則及び本法人の定める諸規程によって遵守すべき事項に違反し、又は前各号に準ずる程度の不適切な行為があったとき
- 2 管理監督者の指導の怠慢又は管理不行届により、管理監督下にある職員に前項の懲戒に該当する行為があったときは、当該管理監督者についても懲戒に処することができる。

(懲戒の種類)

第 50 条 懲戒の種類及び程度は、次のとおりとする。

- (1) 戒告 その責任を指摘し、将来を戒める。
- (2) 減給 1 回の額が平均賃金の 1 日分の 2 分の 1 を超えず、総額が 1 賃金支払期における賃金の総額の 10 分の 1 を超えない範囲で給与を減額する。
- (3) 停職 1 日以上 1 年を限度として勤務を停止し、職務に従事させず、その間の給与を支給しない。
- (4) 諭旨解雇 退職を勧告し、これに応じない場合は、30 日前に予告して、又は 30 日分の平均賃金を支払って解雇する。ただし、予告の日数は、1 日について平均賃金を支払った場合においては、その日数を短縮する。
- (5) 懲戒解雇 予告期間を設けずに即時に解雇する。

(懲戒の手続)

第 51 条 懲戒の手続については、大阪公立大学医学部附属病院職員懲戒規程の定めるところによる。

(訓告等)

第 52 条 第 50 条に規定する場合のほか、服務を厳正にし、規律を保持するために必要があるときは、文書又は口頭により、注意、嚴重注意又は訓告を行うことができる。

(損害賠償)

第 53 条 職員が故意又は重大な過失によって本法人に損害を与えた場合は、第 50 条の懲戒処分又は前条の訓告等とは別に、その損害の全部又は一部を賠償させるものとする。

第 8 章 給与

(給与)

第 54 条 職員の給与については、その者の職種及び職に応じて次の各号に掲げる規程の定めるところによる。

- (1) 別表の職種欄に掲げる職種にあり、かつ、別表の職欄に掲げる職にある職員
大阪公立大学医学部附属病院管理職員給与規程
- (2) 前号に掲げる職員以外の職員
大阪公立大学医学部附属病院職員給与規程

第 9 章 退職手当

(退職手当)

第 55 条 職員の退職手当については、大阪公立大学医学部附属病院職員退職手当規程の定めるところによる。

第 10 章 安全及び衛生

(安全衛生管理)

第 56 条 本法人は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）及びその他の関係法令に基づき、職員の安全、衛生及び健康確保のために必要な措置を講じる。

(協力義務)

第 57 条 職員は、安全、衛生及び健康確保について、労働安全衛生法及びその他の関係法令のほか、理事長又は理事長から委任を受けた者の命令に従うとともに、本法人が行う安全、衛生に関する措置に協力しなければならない。

(健康診断)

第 58 条 職員は、本法人が毎年定期又は臨時に行う健康診断を受けなければならない。ただし、医師の健康診断を受け、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、この限りでない。

- 2 前項の健康診断の結果に基づいて必要と認める場合には、職員に就業の禁止、勤務時間の制限等当該職員の健康保持に必要な措置を講ずるものとする。
- 3 職員は、正当な理由がない場合には、前項の措置を拒んではならない。

(就業の禁止)

第 59 条 本法人は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その就業を禁止することがある。

- (1) 伝染性の疾病にかかった者又はその疑いのある者
 - (2) 労働のため病勢が著しく悪化するおそれのある者
 - (3) 前 2 号に準ずる者
- 2 前項第 1 号の規定により就業を禁止された者には特別休暇を、同項第 2 号及び第 3 号の規定により就業を禁止された者には病気休暇を与える。ただし、長期の休養を必要とする者については、第 19 条第 1 項第 1 号の規定により休職を命じることがある。

(結核による勤務停止)

第 60 条 前条の規定にかかわらず、結核により休養が必要と認めた者については勤務停止を命じることがある。

- 2 勤務停止を命じられた者には病気休暇を与える。ただし、長期の休養を必要とする者については、第 19 条第 1 項第 1 号の規定により休職を命じることがある。
- 3 勤務停止を命じた者の健康状態が勤務に支障のない程度になったと認められるときは勤務停止を解除する。

(その他必要な事項)

第 61 条 この章に定めるもののほか、安全及び衛生に関しその他必要な事項については、公立大学法人大阪教職員安全衛生管理規程の定めるところによる。

第 11 章 旅行等

(旅行)

第 62 条 業務上必要がある場合は、職員に旅行を命ずることができる。

2 旅行を命じられた職員が旅行を終えたときには、すみやかに報告しなければならない。

(旅費)

第 63 条 旅費については、公立大学法人大阪教職員等の旅費の支給に関する規程の定めるところによる。

第 12 章 災害補償

(業務上の災害)

第 64 条 職員の業務上の災害の補償については、労基法及び補償法の定めるところによる。

(通勤災害)

第 65 条 職員の通勤途上における災害の取扱いについては、補償法の定めるところによる。

第 13 章 宿舍

(宿舍)

第 66 条 職員による宿舍の利用については、大阪公立大学医学部附属病院職員宿舍規程の定めるところによる。

第 14 章 削除

第 67 条 削除

第 15 章 発明

(発明)

第 68 条 職員が職務上行った発明及びこれに係る権利の取扱いについては、公立大学法人大阪知的財産権取扱規程の定めるところによる。

第 16 章 陳述する機会及び不服申立て

(陳述する機会)

第 69 条 この規則の規定による降任、解雇及び懲戒を行う場合には、大阪公立大学医学部附属病院職員の人事に関する規程及び大阪公立大学医学部附属病院職員懲戒規程の定めるところにより、当該職員に口頭又は書面で陳述する機会を与えるものとする。

(不服申立て)

第 70 条 この規則の規定による降任、配置転換、休職、解雇及び懲戒に対して不服のある職員は、理事長に対し、不服申立てをすることができる。

2 前項の不服申立ては、当該事実を知った日の翌日から起算して 60 日以内に、文書により行うものとする。ただし、当該事実のあった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、行うことができない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年11月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(定義)

- 2 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 旧市大法人 合併前の公立大学法人大阪市立大学をいう。
 - (2) 旧就業規則 (旧) 大阪市立大学医学部附属病院職員就業規則をいう。
 - (3) 承継職員 平成31年3月31日に旧市大法人に在職し、合併前の大阪市立大学医学部附属病院職員就業規則を適用されていた職員で、合併により本法人に身分を承継された者をいう。
 - (4) 病院区分職員 この規則が適用される職員で、本法人の採用の日に本院で勤務する者(前号の職員を除く。)をいう。

(合併前に行った行為等についての効力)

- 3 平成31年3月31日までに、承継職員が合併前の大阪市立大学医学部附属病院職員就業規則に基づき行った申請、届出、承認、発令その他の行為については、原則としてこの規則において行われたものとみなす。

(合併前の非違行為に対する対応)

- 4 承継職員のうち、合併前の大阪市立大学医学部附属病院職員就業規則第49条に規定する懲戒事由に該当する非違行為を平成31年3月31日までに行ったものの懲戒処分については、なお従前の例による。
- 5 前項の規定は、訓告等の処分についても、これを準用する。

(承継職員の適用)

- 6 承継職員について、次の表に定めるとおり、本規程の一部は、一定期間、適用開始を猶予し、その間、適用開始前の取扱い欄のとおり取り扱う。

| 該当条項 | 適用開始前の取扱い | 取扱いの終了時期 |
|----------------------------------|-------------------------|-----------|
| 第12条 | 旧就業規則第12条を適用する。 | 令和4年3月31日 |
| 第19条から第23条まで (第19条第1項第1号を除く。) | 旧就業規則第19条から第23条までを適用する。 | 令和4年3月31日 |
| 第27条 | 適用しない。 | 令和4年3月31日 |
| 第35条 | 適用しない。 | 令和4年3月31日 |
| 第45条及び第46条 | 旧就業規則第45条及び第46条を適用する。 | 令和4年3月31日 |

| | | |
|--------|--|-----------------|
| 第 54 条 | 大阪市立大学医学部附属病院職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）において個別に定める事項を除き、旧就業規則第 54 条を適用する。 | 令和 4 年 3 月 31 日 |
| 第 55 条 | 旧就業規則第 55 条を適用する。 | 令和 4 年 3 月 31 日 |
| 第 58 条 | 旧就業規則第 58 条を適用する。 | 令和 4 年 3 月 31 日 |
| 第 59 条 | 旧就業規則第 59 条を適用する。 | 令和 4 年 3 月 31 日 |

（新規採用職員の適用）

7 病院区分職員について、次の表に定めるとおり、本規程の一部は、取扱いの終了時期欄までの期間、適用開始を猶予し、その間、適用開始前の取扱い欄のとおり取り扱う。

| 該当条項 | 適用開始前の取扱い | 取扱いの終了時期 |
|--|---|-----------------|
| 第 12 条 | 旧就業規則第 12 条を適用する。 | 令和 4 年 3 月 31 日 |
| 第 19 条から第 23 条まで （第 19 条第 1 項第 1 号を除く。） | 旧就業規則第 19 条から第 23 条までを適用する。 | 令和 4 年 3 月 31 日 |
| 第 27 条 | 適用しない。 | 令和 4 年 3 月 31 日 |
| 第 35 条 | 適用しない。 | 令和 4 年 3 月 31 日 |
| 第 45 条及び第 46 条 | 旧就業規則第 45 条及び第 46 条を適用する。 | 令和 4 年 3 月 31 日 |
| 第 54 条 | 職員給与規程において個別に定める事項を除き、旧就業規則第 54 条を適用する。 | 令和 4 年 3 月 31 日 |
| 第 55 条 | 旧就業規則第 55 条を適用する。 | 令和 4 年 3 月 31 日 |
| 第 58 条 | 旧就業規則第 58 条を適用する。 | 令和 4 年 3 月 31 日 |
| 第 59 条 | 旧就業規則第 59 条を適用する。 | 令和 4 年 3 月 31 日 |

附 則（令和 2.4.1 規則 171）

（施行期日）

- この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 承継職員又は病院区分職員から再雇用された者のうち、管理又は監督の地位にない者（大阪市立大学医学部附属病院職員の再雇用に関する規程第 2 条第 3 項に規定するパートタイム再雇用職員を除く。）については、第 28 条の規定に関わらず大阪市立大学医学部附属病院特定有期雇用職員就業規則を適用する。

附 則（令和 2.7.1 規則 203）

この規則は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3.3.31 規則 60）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3.5.31 規則170）

この規則は、令和3年6月1日から施行する。

附 則（令和4.3.31 規則474）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 承継職員から再雇用された者のうち、管理又は監督の地位にない者（大阪公立大学医学部附属病院職員の再雇用に関する規程第2条第3項に規定するパートタイム再雇用職員を除き、昭和36年4月1日以前生まれの者に限る。）については、第28条の規定及び大阪市立大学医学部附属病院職員就業規則の一部を改正する規則（令和2年4月1日規則第171号）附則第2項の規定にかかわらず、大阪公立大学医学部附属病院有期雇用職員就業規則を適用する。

附 則（令和5.3.31 規則85）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（定年に関する経過措置）

- 2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第26条の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65歳」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | |
|-------------------------|-----|
| 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで | 61歳 |
| 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで | 62歳 |
| 令和9年4月1日から令和11年3月31日まで | 63歳 |
| 令和11年4月1日から令和13年3月31日まで | 64歳 |

（定年退職者等の再雇用に関する経過措置）

- 3 令和5年3月31日までに第26条又は第27条の規定により退職した職員（65歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者に限る。）について、令和14年3月31日までの間、大阪公立大学医学部附属病院職員の再雇用に関する規程（以下「再雇用規程」という。）に定めるところにより、再雇用することができる。
- 4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間に附則第2項に定める年齢より退職した職員（65歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者に限る。）について、令和14年3月31日までの間再雇用規程に定めるところにより、再雇用することができる。

別表

| | |
|-----------|--|
| <p>職種</p> | <p>薬剤師 栄養士 臨床検査技師 診療放射線技師 臨床工学技士 理学療法士 作業療法士 視能訓練士 言語聴覚士 歯科衛生士 看護師 助産師 医療ソーシャルワーカー 遺伝カウンセラー</p> |
| <p>職</p> | <p>技術監 主幹 医学部附属病院薬剤部長 医学部附属病院看護部長 その他管理又は監督の地位にある職員で理事長が定める職</p> |